

「国土形成計画法施行規則の一部を改正する省令案」について

平成19年12月27日
国土交通省国土計画局
大都市圏計画課
地方計画課

1. 改正の背景

国土形成計画法（以下「法」という。）第9条から第11条まで及び第13条の規定は、広域地方計画の策定及びその実施に関し必要な事項について協議するための広域地方計画協議会の組織、広域地方計画に係る提案、調整等について定めております。

これらの規定は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第1条第3項の規定に基づき、全国計画が定められるまでの間は適用しないものとされております。全国計画については、平成19年度中に定める予定であることから、法第9条第3項及び第11条第1項の規定に基づき国土交通省令で定めることとされている事項である広域地方計画に係る国民の意見を反映させるために必要な措置及び市町村による計画提案の手續等について定める必要があるため、今般、国土形成計画法施行規則を改正することとしました。

2. 改正の概要

国土形成計画法施行規則に次に掲げる2条を追加することとしております。

(1) 広域地方計画について国民の意見を反映させるために必要な措置（第4条追加関係）

国土交通大臣は、法第9条第3項の規定により広域地方計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該広域地方計画の原案及び当該原案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により一般に周知するものとする等と定める。

(2) 広域地方計画に係る提案（第5条追加関係）

法第11条第1項の規定により計画提案を行おうとする市町村は、次の①及び②に掲げる事項を記載した提案書に当該計画提案に係る広域地方計画の素案を添えて、これらの書類一通を、都府県を経由して、国土交通大臣に提出するとともに、その写し一通を当該都府県の知事に提出しなければならないことを定める。

①市町村の名称

②市町村の区域内における法第2条第1項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために広域地方計画の策定又は変更を必要とする理由その他計画提案の理由

3. 今後のスケジュール（予定）

平成20年国土形成計画（全国計画）閣議決定日 公布・施行